

高知家健康づくり支援薬局看板イメージ等の使用に関する規定

(目的)

第1条 この規定は、「高知家健康づくり支援薬局認定制度実施要領」（以下「要領」という。）第15に基づく「高知家健康づくり支援薬局看板イメージ」及び「高知家の薬剤師ロゴ」（以下「看板イメージ等」という。）の適正な使用を確保するために必要な事項を定め、高知家健康づくり支援薬局（以下「高知家の薬局」という。）の普及啓発を行うことを目的とする。

(デザイン等)

第2条 看板イメージ等のデザインは、別紙のとおりとする。

2 看板イメージ等は、みだりに改変してはならない。

(著作権)

第3条 看板イメージ等に関する著作権は県に属する。

(看板イメージ等の交付)

第4条 県は、高知家の薬局の開設者及び高知家の薬剤師に対し、看板イメージ等を電子ファイルにより交付することができる。

(使用の基準)

第5条 高知家の薬局の開設者及び勤務する薬剤師は、要領に基づく認定を受けた薬局のホームページ、高知家の薬局の活動等をPRする資材、名刺等に看板イメージ等を使用することができる。

2 看板イメージ等の使用料は無料とする。

(使用の届出)

第6条 看板イメージ等の使用にあたり、県への届出は不要とする。

2 前項にかかわらず、県が使用状況の把握を目的として調査する時は、看板イメージ等の使用者は調査に協力するものとする。

(使用期間)

第7条 看板イメージ等を使用することができる期間は、要領第9に規定する薬局における認定期間内とする。

(使用の停止)

第8条 要領第12の規定により認定の辞退を行った場合、又は要領第13の規定により認定

を取り消された場合には、速やかに看板イメージ等の使用を停止しなければならない。

(経費等の負担)

第9条 県は、看板イメージ等使用の実施に係る経費又は役務及び回収等に要した経費を負担しない。

(その他)

第10条 その他、本使用規定に定めのない事項については、高知県が別に定める。

附 則

この規定は、平成28年9月1日から施行する。

(別紙) デザイン等

- ・タテヨコ比率の変更は行わないこと

<高知家健康づくり支援薬局看板イメージ>



<高知家の薬剤師ロゴ>

